

資料編

1. 西之表市子ども・子育て会議条例
2. 西之表市子ども・子育て会議委員名簿
3. 計画策定の経過
4. 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準
5. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準/費用・利用者負担基準
6. 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準
7. 子ども・子育て支援法
8. 政省令
9. 子ども・子育て関連三法
10. 少子化(出生率低下)の原因とその背景にある要因
11. 本計画と関連する他の具体的な計画
12. 用語集



鹿児島県西之表市

資料編

1. 西之表市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第30号

西之表市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する西之表市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第7条第1項各号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第4条第2項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書及び第4項を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第2項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2. 西之表市子ども・子育て会議委員名簿

任期:平成 25 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日

No.	分野別	機 関 名	氏 名	備 考
1	子育て当事者	一 般	奥 村 みのり	公 募
2	〃	一 般	柳 田 亜紀子	公 募
3	〃	子育てサークル代表	沖 田 真 弓	子育てサークルママ&エンジェル会員
4	教 育	西之表市校長会代表	前 田 正 弘	榕城小学校長
5	〃	西之表市 PTA 連絡協議会代表	高 石 心 平	会 長
6	〃	市内幼稚園代表	牧 瀬 洋 行	榕城幼稚園長
7	保 育	市内保育園代表	上 畑 敬 子	住吉さくら保育園長
8	〃	市内認定こども園代表	圖 師 和 俊	きりすこども園長
9	子育て	西之表市母子保健推進委員代表	村 井 ムソヨ	会 長
10	〃	西之表市社会福祉協議会代表	寺 元 健 二	会 長(本会議副会長)
11	〃	西之表市母子寡婦福祉会代表	井 上 律 子	会 長
12	その他(医療)	西之表市内の医師会代表	田 上 容 祥	熊毛地区医師会長
13	〃 (医療)	西之表保健所保健師代表	福 吉 浩 子	西之表保健所健康増進係長
14	〃 (警察)	種子島警察署代表	八 木 寛 志	生活安全刑事課課長代理
15	〃 (事業主)	事業主代表(商工会)	仁 禮 ひとみ	西之表市商工会
16	〃 (労働者)	労働者代表(連合熊毛)	郡 山 貴 秀	副議長
17	〃 (福祉)	西之表市民生委員児童委員協議会代表	川 野 格	会 長
18	〃 (行政)	西之表市副市長	坂 元 茂 昭	(本会議会長)
19	〃 (行政)	西之表市総務課長	西 田 隆 幸	
20	〃 (行政)	西之表市行政経営課長	大 瀬 浩 一 郎	
21	〃 (行政)	西之表市健康保険課長	中 野 哲 男	
22	〃 (行政)	西之表市建設課長	美 園 博 行	
23	〃 (行政)	西之表市学校教育課長	谷 口 幸 一 郎	
24	〃 (行政)	西之表市社会教育課長	中 村 章 二	
25	〃 (行政)	西之表市福祉事務所長	小山田 八重子	

3. 計画策定の経過

年月日	審議事項
平成25年10月1日	平成25年度第1回西之表市子ども・子育て会議 ○委嘱状の交付 ○市長あいさつ ○委員紹介 ○会長及び副会長の選任 ○協議内容 ①部会の設置について ②子ども・子育て支援事業計画策定について ③子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズの把握について ④西之表市次世代育成支援（後期）行動計画の点検・検証について ⑤平成25年度西之表市子ども・子育て会議及び部会開催スケジュールについて
平成26年3月26日	平成25年度第2回西之表市子ども・子育て会議 ○協議内容 ①検討部会協議事項について ②ニーズ調査結果について ③子ども・子育て支援事業計画について ④次年度のスケジュール(予定)について
平成26年7月29日	平成26年度第1回西之表市子ども・子育て会議 ○協議内容 ①子ども・子育て支援事業計画策定の趣旨と基本理念について ②地域型保育事業の創設について ③認定こども園の改正について ④幼稚園・保育園への移行調査結果について ⑤次回審議事項について
平成26年8月29日	平成26年度第2回西之表市子ども・子育て会議 ○報告事項 経過報告（検討部会（女子部）、各保育園長協議） ○協議内容 ①子ども・子育て「量の見込み」「確保の方策」について ②西之表市地域子ども・子育て支援事業計画の概要について ③地域子ども・子育て支援事業について

年月日	審議事項
平成 26 年 10 月 9 日	平成26年度第3回西之表市子ども・子育て会議 ○協議内容 ①子ども・子育て支援事業計画素案について ②その他
平成 26 年 11 月 20 日	平成26年度第4回西之表市子ども・子育て会議 ○協議内容 ①子ども・子育て支援事業計画について ②その他 パブリックコメント実施について ○計画（案）の設置 ・市ホームページへの掲載 ○意見の提出方法 ・郵送 ・ファクス・メール ・市ホームページ上での入力 ○市民への周知方法 ・市政の窓・広報誌への掲載

4. 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準

(1) 運営に関する基準

内閣府は、平成27年4月の施行をめざしている「子ども・子育て支援新制度」において、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、「家庭的保育」「小規模保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4事業を市町村の認可による地域型保育事業として、※児童福祉法第34条の16第1項に位置付け、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みを創設しました。

「地域型保育事業」は、児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、さまざまな場所で展開される事業として位置付けられています。そのため、多様な場所、規模、提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所（児童福祉施設）に準じた規制が必要な場面に対応する必要があります。

また、保育需要の増大に臨機に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、具体的には、社会福祉法と学校法人以外の事業者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、その上で、欠格事由に該当する場合や、過剰供給による受給調整が必要な場合を除き、市町村長が認可するものとしています。

※児童福祉法第34条の16第1項：家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

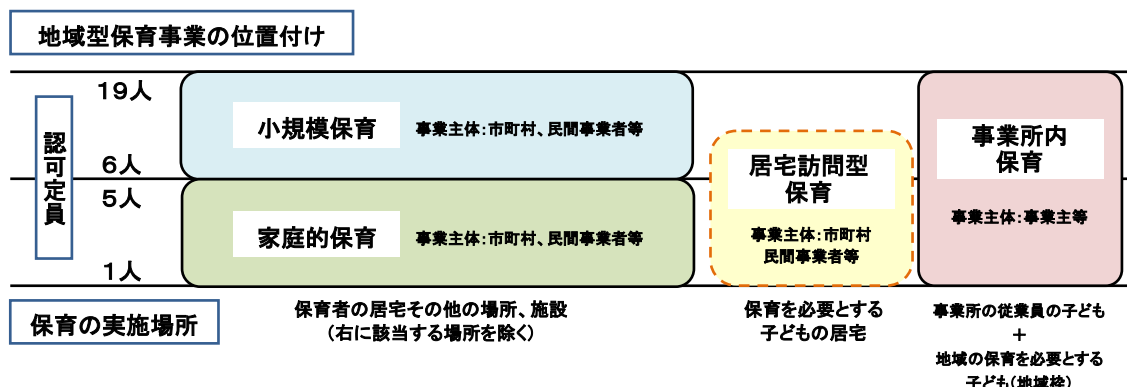
(2) 地域型保育事業の概要

① 地域型保育事業者の一般原則

地域型保育事業に参入する事業者が遵守すべき一般原則について、国は下表のとおり基準を定めています。

1. 地域型保育事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重し、その運営を行わなければならない。
2. 地域型保育事業者は、地域社会との交流・連携を図り、利用乳幼児の保護者と地域社会に対し、地域型保育事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
3. 地域型保育事業者は、自ら行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
4. 地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
5. 居宅訪問型保育事業者を除く地域型保育事業者は、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
6. 居宅訪問型保育事業者を除く地域型保育事業者が整備する施設の設備は、採光・換気等について、利用乳幼児の保健衛生と、乳幼児に対する危害防止に十分な配慮をもって設けなければならない。

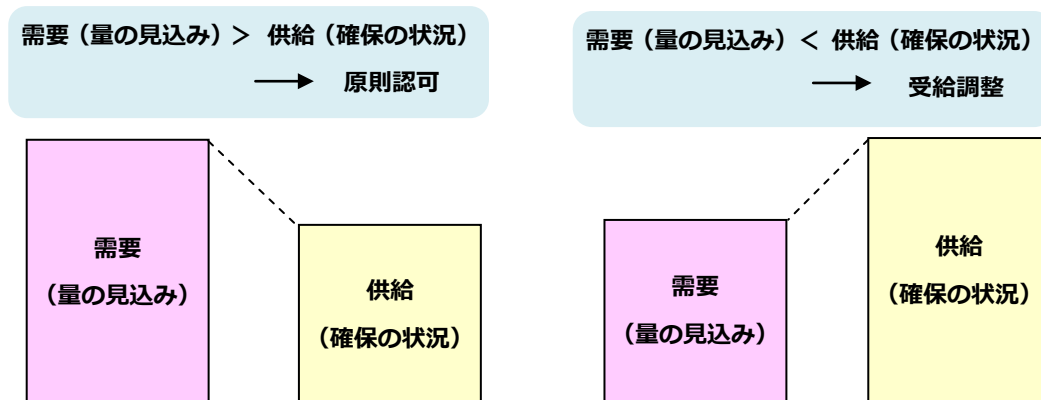
(3)地域型保育事業の認可基準



出典:平成26年5月 内閣府子ども・子育て施行準備室 説明資料

子ども・子育て支援制度では

社会福祉法人、学校法人以外の申請者に対しては、客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことが求められます。欠格事由に該当する場合と、供給過剰による受給調整が必要な場合を除き、総合的に判断し、市長により設立の認可が与えられます。



地域型保育(0~2さい)4つのタイプ

家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かい保育を行います。

小規模保育

少人数(定員5人~19人)を対象に、家庭内保育に近いきめ細かい保育を行います。

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

居宅訪問型保育

障害・疾患などで、個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行います。

(4)地域型保育事業において国が示す共通基準

地域型保育事業全般にわたり、国が示す共通基準は下表のとおりです。

国が定める基準のうち、「従」とは、「従うべき基準」であり、この基準と異なる内容を定めることは認められませんが、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されています。一方、「参」とは、「参酌すべき基準」であり、この基準を十分に参酌した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許容されています。

項 目	基準の内容	基準区分
連携施設	居宅訪問型保育事業を除き、連携施設の設定を必要とする。ただし、経過措置がある。 連携の内容：保育内容の支援、集団保育の体験、相談・助言、代替保育、卒園後の受け皿	従
一般的要件と 資質、 職員の基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は健全な心身、豊かな人間性と倫理観を備え、必要な知識と技能の習得向上に努める。 ● 他の社会福祉施設を併せて設置するときは、保育に直接従事する職員以外は兼務することができる。 ● 嘱託医師と調理員を置かなければならない。ただし、居宅訪問型事業は除く。 	従
非常災害	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、避難と消火に対する訓練は少なくとも毎月1回実施すること。ただし、居宅訪問型保育事業においては除外項目がある。	参
利用者との 関わり	虐待及び懲戒に係る職権乱用の禁止・・・国籍、信条、社会的身分、費用負担等で差別的取扱をしてはならない。	従
衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器、飲料水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。ただし、居宅訪問型事業は除く。	参
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ● 献立は、変化に富み健全発育に必要な栄養量を含有し、身体的状況と思考を考慮したものとする。 ● 調理業務の全部委託ができる。また、搬入施設からの運搬もできる。 ● 調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。ただし、居宅訪問型保育事業においては除外項目がある。 	従
健康診断	利用開始時の健康診断・定期健康診断の実施。職員の健康診断について、特に乳幼児の食事の調理担当者は綿密な注意を払うこと。ただし、居宅訪問型保育事業においては除外項目がある。	参
重要事項に 関する規程	事業の目的及び運営方針、提供する保育の内容、職員の職種・員数・職務の内容、保育の提供を行う日、乳児・幼児の区分ごとの利用定員・利用の開始・終了に関する事、緊急時災害対策、虐待防止、その他運営に関する事。	参
帳簿・ 秘密保持・ 苦情	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員、財産、収支、乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、正当な理由なく知り得た秘密を洩らしてならない。 ● 苦情に対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、市町村からの指導助言に必要な改善を行わなければならない。 	従・参

(5)国が示す共通基準と本市の基本的な考え方

本市において、地域型保育事業を展開するにあたり、国の基準と異なる内容を定める必然はなく、基本的には、国の基準を本市の基準として事業を推進します。

「地域型保育事業」への4つの期待

1. 地域において、多様な保育ニーズにきめ細かく対応でき、質が確保された保育の提供により、子どもの成長への支援が期待される。
2. 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など、地域において多様な保育ニーズに対しきめ細かな対応が期待される。
3. 多様な主体による、多様なスペースを活用した質の高い保育の提供が期待される。
4. 保育所分園や、グループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など、多様な事業形態からの移行が期待される。

① 家庭的保育事業の認可基準

利用定員：5人以下

項 目		国が示す基準の内容	基準区分
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育者・・・市町村長が行う研修を修了した保育士、もしくは、保育士と同等以上の知識と経験を有すると市町村長が認める者 ● 家庭的保育補助者・・・市町村長が行う研修を修了した者 	従
職 員 数		乳幼児3人につき1人。なお、家庭的保育補助者を置く場合には5人につき2人	従
設備・面積	保育室等	保育を行う部屋の面積は9.9m ² 以上が必要。なお、3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3m ² を加えた面積であることと、便所を備える。	参
	屋外遊技場	同一敷地内に、幼児の屋外における遊技等に適した広さの庭とし、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上とする。なお、付近の代替地でも可とする。	
給 食	方 法	自園調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託することができる。また、連携施設からの搬入も可とする。	従
	設 備	調理設備	
	職 員	調理員による調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託する場合、また、連携施設からの搬入する場合は、調理員は不要。なお、保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可とする。	
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ● 火災報知器・消火器の設置 ● 消火訓練・避難訓練の定期的な実施 	参
保育時間		1日8時間以上とし、保護者の労働時間や家庭状況などを考慮する。	参
保育の内容		保育所の保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡を取り理解と協力を得る。	従

②-1 小規模保育事業A型の認可基準

利用定員：6人以上19人以下

(保育園分園・ミニ保育所に近い類型)

項 目		国が示す基準の内容	基準区分
保育従事者		保育従事者は、保育士とし、保健師または看護師を1人に限ってカウントすることができる。	従
職 員 数		<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は、乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人とし、上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ● 特例地域型保育給付の対象として、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人の職員数とする。 	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満は、乳児室または※ほふく室1人につき3.3m ² 以上、満2歳以上は、保育室または遊戯室1人につき1.98m ² 以上とし、保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊技場	同一敷地内に、幼児の屋外における遊技等に適した広さの庭とし、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上とする。なお、付近の代替地でも可とする。	
給食	方 法	自園調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託することができる。また、連携施設からの搬入も可とする。	従
	設 備	調理設備	
	職 員	調理員による調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託する場合、また、連携施設からの搬入する場合は調理員は不要。	
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法の上乗せ規制がある。 ● 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火・準耐火建築物であること。 ● 追加的事項として、消火器等の消火器具、非常警報器具の設置の他、保育室等を2階以上に設ける場合は、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を施すこと。 	参
保育時間		1日8時間以上とし、保護者の労働時間や家庭状況などを考慮する。	参
保育の内容		保育所の保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡を取り理解と協力を得る。	従

※ほふく(匍匐)とは「這う」という意味であり、乳児がいわゆる「ハイハイ」して遊べる部屋を「ほふく室」という。

②-2 小規模保育事業B型の認可基準

利用定員：6人以上19人以下

(A型とC型の中間的類型)

項 目		国が示す基準の内容	基準区分
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ● 保育従事者は、保育士とし、保育従事者は市町村長が行う研修を修了とする。なお、保育士の割合は2分の1以上とする。 ● 保健師または看護師を1人に限ってカウントすることができる。 	従
職 員 数		<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は、乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人とし、上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ● 特例地域型保育給付の対象として、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人の職員数とする。 	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満は、乳児室またはほふく室1人につき3.3m ² 以上、満2歳以上は、保育室または遊戯室1人につき1.98m ² 以上とし、保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊技場	同一敷地内に、幼児の屋外における遊技等に適した広さの庭とし、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上とする。なお、付近の代替地でも可とする。	
給 食	方 法	自園調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託することができる。また、連携施設からの搬入も可とする。	従
	設 備	調理設備	
	職 員	調理員による調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託する場合、また、連携施設からの搬入する場合は調理員は不要。	
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法の上乗せ規制がある。 ● 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火・准耐火建築物であること。 ● 追加的事項として、消火器等の消火器具、非常警報器具の設置の他、保育室等を2階以上に設ける場合は、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を施すこと。 	参
保育時間		1日8時間以上とし、保護者の労働時間や家庭状況などを考慮する。	参
保育の内容		保育所の保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡を取り理解と協力を得る。	従

②-3 小規模保育事業C型の認可基準

利用定員：6人以上10人以下

(家庭的保育、グループ型小規模保育に近い類型)

項 目		国が示す基準の内容	基準区分
保育従事者		<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育者・・・市町村長が行う研修を修了した保育士もしくは、保育士と同等以上の知識と経験を有すると市町村長が認める者 ● 家庭的保育補助者・・・市町村長が行う研修を修了した者 	従
職 員 数		乳幼児3人につき1人。なお、家庭的保育補助者を置く場合には5人につき2人	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満は、乳児室またはほふく室1人につき3.3m ² 以上、満2歳以上は、保育室または遊戯室1人につき1.98m ² 以上とし、保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊技場	同一敷地内に、幼児の屋外における遊技等に適した広さの庭とし、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上とする。なお、付近の代替地でも可とする。	
給食	方法	自園調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託することができる。また、連携施設からの搬入も可とする。	従
	設備	調理設備	
	職員	調理員による調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託する場合、また、連携施設からの搬入する場合、調理員は不要。	
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法の上乗せ規制がある。 ● 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火・準耐火建築物であること。 ● 追加的事項として、消火器等の消火器具、非常警報器具の設置の他、保育室等を2階以上に設ける場合は、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を施すこと。 	参
保育時間		1日8時間以上とし、保護者の労働時間や家庭状況などを考慮する。	参
保育の内容		保育所の保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡を取り理解と協力を得る。	従

- 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めている。
- 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けている。
- 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けている。

小規模保育事業の認可基準について／国の指針

小規模保育事業については、多様な事業主体からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）、B型（中間型）の3類型を設け認可基準を設定します。

特に、B型については、さまざまな事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に、小規模な事業であることにかんがみ、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図るとしています。

また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、さらに質を高めていくこととしています。

③ 居宅訪問型保育事業の認可基準

項 目	国が示す基準の内容	基準区分
事業の内容	障害・疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育	従
保育従事者	家庭的保育者として必要な研修を修了し、保育士または保育士と同等以上の知識と経験を有すると市町村長が認める者	従
職員数	乳幼児1人につき1人	従
居宅訪問型 保育連携施設	障害・疾病等の程度を勘案して、集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害・疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援、その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所施設、その他の市町村が指定する施設を適切に確保しなければならない。	従
保育時間	1日8時間以上とし、保護者の労働時間や家庭状況などを考慮する。	参
保育の内容	保育所の保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡を取り理解と協力を得る。	従

④-1 保育型事業所内保育事業の認可基準

利用定員：20人以上

項 目		国が示す基準の内容	基準区分
保育従事者		保育従事者は、保育士とし、保健師または看護師を1人に限ってカウントすることができる。	従
職 員 数		<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は、乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人とし、上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ● 特例地域型保育給付の対象として、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人の職員数とする。 	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満は、乳児室は1人につき1.65m ² 以内、ほふく室は3.3m ² 以上、満2歳以上は、保育室または遊戯室1人につき1.98m ² 以上とし、保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊技場	同一敷地内に、幼児の屋外における遊技等に適した広さの庭とし、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上とする。なお、付近の代替地でも可とする。	
給 食	方 法	自園調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託することができる。また、連携施設からの搬入も可とする。	従
	設 備	調理室を設ける。なお、保育所型事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場も含まれる。	
	職 員	調理員による調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託する場合、また、連携施設からの搬入する場合、調理員は不要。	
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法の上乗せ規制がある。 ● 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火・准耐火建築物であること。 ● 追加的事項として、消火器等の消火器具、非常警報器具の設置の他、保育室等を2階以上に設ける場合は、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を施すこと。 	参
保育時間		1日8時間以上とし、保護者の労働時間や家庭状況などを考慮する。	参
連携施設		連携施設は必要としない。	従

④-2 小規模型事業所内保育事業の認可基準

利用定員：19人以下

項 目		国が示す基準の内容	基準区分
保育従事者		保育従事者は、保育士とし、保健師または看護師を1人に限ってカウントすることができる。	従
職 員 数		<ul style="list-style-type: none"> ● 職員は、乳児おおむね3人につき1人、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人とし、上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ● 特例地域型保育給付の対象として、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人の職員数とする。 	従
設備・面積	保育室等	満2歳未満は、乳児室・ほふく室は、1人につき3.3m ² 以上、満2歳以上は、保育室または遊戯室1人につき1.98m ² 以上とし、保育に必要な用具、便所を備える。	参
	屋外遊技場	同一敷地内に、幼児の屋外における遊技等に適した広さの庭とし、満2歳以上の幼児1人につき3.3m ² 以上とする。なお、付近の代替地でも可とする。	
給 食	方 法	自園調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託することができる。また、連携施設からの搬入も可とする。	従
	設 備	調理設備	
	職 員	調理員による調理を基本とするが、調理業務の全部委託を委託する場合、また、連携施設からの搬入する場合調理員は不要。	
耐火基準等		<ul style="list-style-type: none"> ● 建築基準法の上乗せ規制がある。 ● 保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火・准耐火建築物であること。 ● 追加的事項として、消火器等の消火器具、非常警報器具の設置の他、保育室等を2階以上に設ける場合は、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を施すこと。 	参
保育時間		1日8時間以上とし、保護者の労働時間や家庭状況などを考慮する。	参
保育の内容		保育所の保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供及び保護者と密接な連絡を取り理解と協力を得る。	従

④-3 事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ

単位：人

定員区分		国の基準
1～10	1～5	1
	6～7	2
	8～10	3
11～20	11～15	4
	16～20	5
21～30	21～25	6
	26～30	7
	31～40	10
	41～50	12
	51～60	15
	61～70	20
	71～	20

5. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準／費用・利用者負担基準

(1) 制度の根拠

内閣府は、平成27年4月の施行をめざしている「子ども・子育て支援新制度」について、市町村の確認を受けた「特定教育・保育施設」や、「特定地域型保育事業」において、こどもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、「施設型給付費」や「地域型保育給付費」として施設が受け取ることができるよう制度設定を行いました。

これに伴い、特定教育・保育施設の設置者や、特定地域型保育事業者については、本府令を従うべき基準と参酌すべき基準として定める市町村の条例にもとづく運営を行う必要があるとして、内閣府令において本基準が定められたものです。

(2) 特定教育・保育施設の運営に関する基準

基準区分	従うべき基準	参酌すべき基準
(I) 利用定員に関する基準	1. 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。 2. 「子ども・子育て支援法」第19条に掲げる区分（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。	
(II) 運営に関する基準	1. 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。 2. 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 3. 特定教育・保育施設（幼稚園または認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数、及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない 4. 特定教育・保育施設（保育所または認定こども園）は、利用申込みに係る2号または3号認定こどもの数及び現に利用している2号または3号認定子どもの総数が、2号または3号認定の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと	1. 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。 2. 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等確かめることとする。 3. 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。 4. 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。 5. 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育、または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円

<p>(Ⅱ)</p> <p>運営に関する基準</p>	<p>認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</p> <p>5.特定教育・保育施設（保育所または認定こども園）の利用について、当該施設の利用について、法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>6.特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>7-1.特定教育・保育の提供にあたって、教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>7-2.特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③食事の提供に要する費用</p> <p>④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤上記に掲げるものの他、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>7-3.「特定教育・保育施設は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>7-4.特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明し同意を得ることとする。</p> <p>8.次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるも</p>	<p>滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。</p> <p>6.特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供にあたり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>7.常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども、または保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。</p> <p>8.職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者、または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>9.特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>①施設の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定教育・保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥認定区分ごとの利用定員</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他重要事項</p> <p>10.特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
----------------------------	--	---

<p>(II) 運営に 関する基準</p>	<p>のに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>②認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（この他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）</p> <p>③幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>9.子どもの国籍、心情、社会的身分、または特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>10.職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>11.特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により、懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。</p> <p>12.職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども、またはその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども、またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>13.事故の発生またはその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。</p> <p>①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</p> <p>②事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</p> <p>14.子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>11.利用定員を超過して特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>12.特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>13.提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>14.当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>15.提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>16.提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告または当該市町村の職員からの質問等に応じ、または苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。</p> <p>17.特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>18.職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>19.提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価または外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めな</p>
-------------------------------	---	---

<p>(Ⅱ) 運営に 関する基準</p>	<p>15.事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 16.賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。</p>	<p>ればならない。</p>
<p>(Ⅲ) 特例施設型 給付費に 関する基準</p>	<p>1.特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。 2.特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。 3.特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。 4.特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと、法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	

(3)特定地域型保育事業の運営に関する基準

基準区分	従うべき基準	参酌すべき基準
<p>(Ⅰ) 利用定員に 関する基準</p>	<p>1-1.利用定員については以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業：1人以上5人以下 ②小規模保育事業：A型及びB型6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型：6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業：1人 1-2.上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>	
<p>(Ⅱ) 運営に 関する基準</p>	<p>1.利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種別、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。 2.特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 3.特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう選考す</p>	<p>1.特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。 2.特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。 3.特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携</p>

<p>(Ⅱ) 運営に関する基準</p>	<p>るものとする。</p> <p>4.特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>5.特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）</p> <p>6.居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。</p> <p>7.特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>8-1.当該特定地域型保育の提供にあたって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>8-2.特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>①日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④上記に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>8-3.特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めるこ</p>	<p>施設等との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4.提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>5.特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針</p> <p>②提供する特定地域型保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項</p> <p>⑧緊急時における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他重要事項</p> <p>6.特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供にあたり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>7.特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。</p> <p>8.特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>9.特定教育・保育施設の（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。</p>
-------------------------	---	---

<p>(Ⅱ) 運営に 関する基準</p>	<p>とが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けことができる。</p> <p>8-4.特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p> <p>9.特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	
<p>(Ⅲ) 特例地域型 保育給付費 に 関する基準</p>	<p>1.特定地域型保育事業者が、法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可を遵守すること</p> <p>2.特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3.特定地域型保育事業者が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>4.特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	

(4)その他

基準区分	従うべき基準	参酌すべき基準
(1) その他	1.特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。 2.特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 3.小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。 4.特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	
(2) 施行期日	子ども・子育て支援法の施行の日とする。 (平成24年8月22日) ※本市では、事業実施の平成27年4月1日とする。	

6. 放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準

(1) 放課後児童健全育成事業の趣旨

「子ども・子育て支援法」と「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法第67号。以下「子ども・子育て支援法整備法」という。)第6条にもとづき、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2が新設され、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

市町村が条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされました。

(2) 放課後児童健全育成事業の概要

① 総論／参酌すべき基準

放課後児童健全育成事業者の一般原則

1. 事業を利用している児童(以下「利用者」という。)の人権への配慮、人格の尊重
2. 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の説明
3. 運営の内容についての自己評価、結果の公表
4. 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備(採光、換気等)は、利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
5. 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等

職員の一般的要件

1. 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
2. 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
3. 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保

② 設備／参酌すべき基準

1. 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置
2. 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない
3. 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて、もっぱら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと(児童の支援に支障がない場合はこの限りでない。)
4. 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない

③職員関係

放課後児童健全育成事業に従事する者について、以下の内容等を定めています。

1. 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。
2. 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。
3. 放課後児童支援員は、下表のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

<ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、もしくは体育学を専修する学科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長（特別区の区長を含む。）が適当と認めたもの
--
4. 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とすること
5. 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）

④その他参酌すべき基準

1. 利用者の国籍、信条または社会的身分による差別的取扱いの禁止
2. 職員の利用者に対する虐待等の禁止
3. 利用者の使用する設備、食器等または飲用に供する水についての衛生管理
4. 感染症または食中毒の発生、まん延の防止
5. 必要な医薬品その他の医療品を備え管理すること
6. 放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・利用定員 ・通常の事業の実施地域 ・事業の利用にあたっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待の防止のための措置に関する事項等
--
7. 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
8. 職員の秘密の漏洩の禁止等
9. 利用者、またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等
10. 市町村から指導または助言を受けた場合の必要な改善

- 1 1. 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力
- 1 2. 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 1 3. 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること
- 1 4. 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない）
- 1 5. 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援
- 1 6. 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等
- 1 7. 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

⑤経過措置

経過措置として、施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めることとしています。

(3)施行期日

施行日は、事業開始の始期である平成27年4月1日とします。

7.子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法（抜粋）

平成24年8月22日法律第65号

最終改正：平成24年11月26日法律第98号

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5. 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成するよう努めるものとする。

6. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉または教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7. 市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8. 市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めること、その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9. 市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10. 市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定め、または変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

8.政省令

子ども・子育て支援に関する政省令を、時系列的に下表に示します。

公 布 日	政 令 名 等
平成26年 4月30日	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（施行日）：子ども・子育て支援法の施行の日
平成26年 4月30日	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（施行日）：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日
平成26年 4月30日	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）（施行日）：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日
平成26年 4月30日	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（施行日）：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日
平成26年 4月30日	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第62号）（施行日）：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日
平成26年 4月30日	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）（施行日）：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日
平成26年 4月 1日	子ども・子育て支援法附則第10条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令（平成26年内閣府令第34号）（施行日）：平成26年4月1日
平成26年 3月31日	子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令（平成26年政令第156条）（施行日）：平成26年4月1日
平成26年 3月31日	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成26年政令第157号）（施行日）：平成26年4月1日
平成26年 3月31日	子ども・子育て支援法附則第10条第4項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令（平成26年政令第158号）（施行日）：平成26年4月1日
平成25年 6月26日	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第193号）（施行日）：平成25年7月1日
平成25年 4月 1日	子ども・子育て支援法附則第4条の保育の需要及び供給の状況の把握に関する内閣府令（施行日）：平成25年4月1日
平成25年 3月25日	子ども・子育て会議令（平成25年政令第81号）（施行日）：平成25年4月1日

9.子ども・子育て関連三法

子ども・子育て支援に関する新制度は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連三法に基づく制度のことを指します。

子ども・子育て関連三法の主なポイント

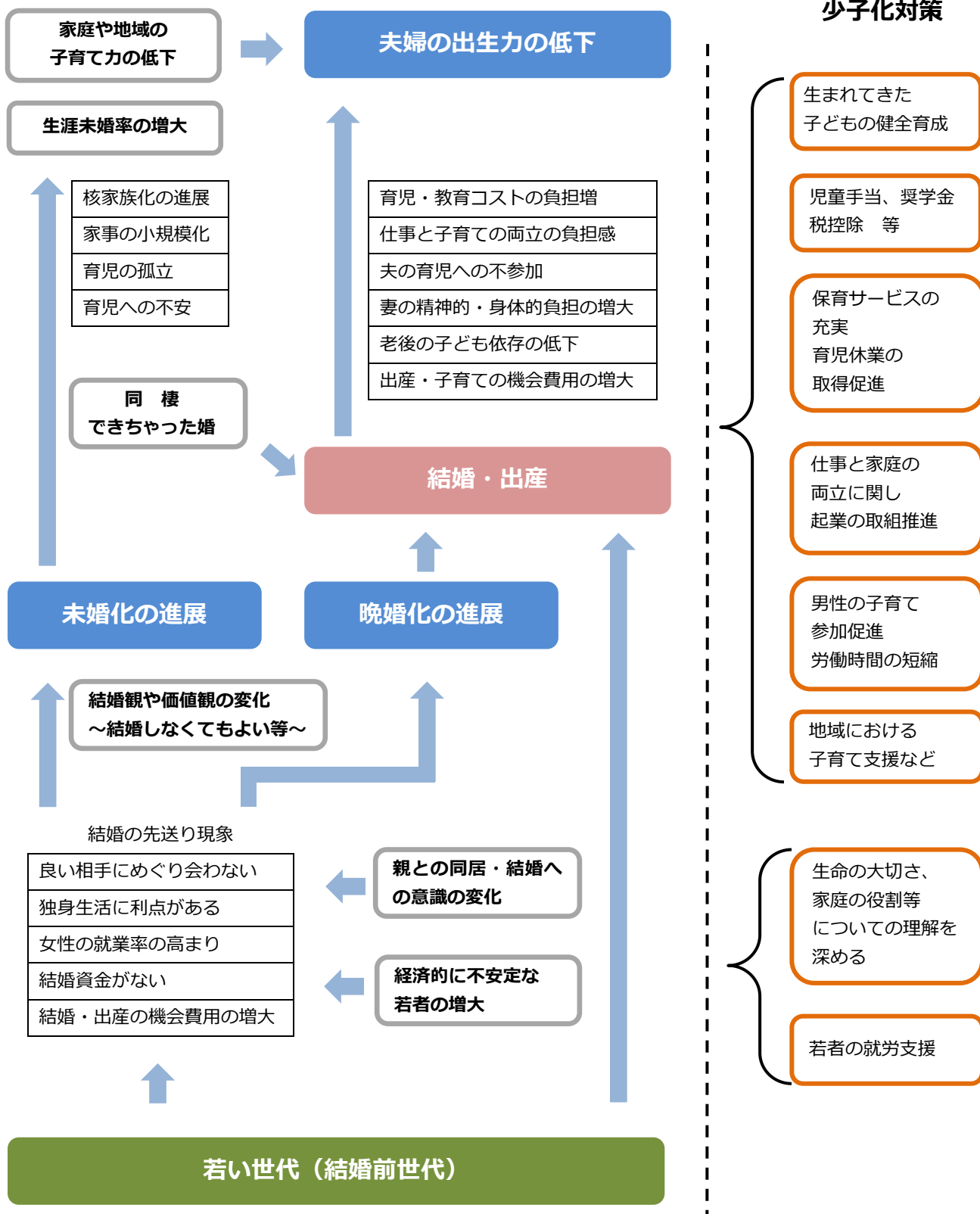
1. 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
2. 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置付ける。認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化。
3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援
 - 利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実。
 - 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施。～
4. 基礎自治体である市町村が実施主体
 - 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施。
 - 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
5. 社会全体による費用負担

消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としており、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する7,000億円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要である。
6. 政府の推進体制

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備し、内閣府に子ども・子育て本部を設置する。
7. 子ども・子育て会議の設置

有識者、地方公共団体、事業主・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者か、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置した。市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務とする。
8. 施行時期

10. 少子化（出生率低下）の原因とその背景にある要因



: 少子化（出生率低下）の原因
 : その要因
 : その対策を示す。

引用文献：内閣府少子・高齢化対策第一担当増田雅暢氏 論文

11. 本計画と関連する他の具体的な計画【関係部分抜粋】

西之表市食育・地産地消推進計画

第5章 具体的な対策と取組み

(3) 各分野の推進内容

児童・生徒への影響が大きい家庭・学校への普及・啓発活動を充実させ、本市の食育及び地産地消の推進を図っていきます。

市教育委員会

○市内小・中学校における食育活動の実施

- ①食育に関する授業の実施
- ②行政と連携した体験活動の実施
- ③食育だより（毎月）の発行
- ④給食を通しての地産地消推進（地元食材の紹介等）
- ⑤「食に関する指導全体計画」の作成

○家庭へ向けた食育活動の啓発普及

西之表市障害者計画・障害福祉計画

第3章障害者計画

第2節 分野別施策の基本的方向

2 教育

[施策の方向]

(1) 教育相談、就学指導体制の充実

- 1 本市では、特別支援教育支援員を市内小中学校に7名配置し、通常学級に在籍する障がい児へのきめ細やかな支援を行うとともに、研修会の充実に努め支援員の資質向上を図っています。また、障がいのある幼児、児童・生徒の適正な就学指導を行うために、教員に対して、中種子養護学校の巡回相談や鹿児島大学から臨床心理士を招いての就学相談、鹿児島県教育委員会主催の研修会等により、指導力と専門性の向上を図っており、継続していきます。
- 2 就学手続きが円滑に行われるためには、保護者の理解と協力を早期から得る必要があります。そのために移行支援シートの作成を継続し、併せて教育相談の体制の充実に努めます。

- 3 障害児就学指導委員会の運営を充実させ、障がいのある児童・生徒の適切な就学指導を講じます。
 - 4 障がいのある幼児・児童生徒の多くが言語に遅れがあることから、家庭での取り組みについての保護者研修の機会を持ちます。また、保護者のサークル活動等に対して、情報提供や活動支援を行います。
- (2) 母子保健対策の充実・推進
- 1 成長発達の各時期に応じた健康診査を実施し(3・4ヶ月児、6・7ヶ月児、1歳児、1.6歳児、3歳児、5歳児)障がいの早期発見に努め、必要時には専門機関と連携をとりながら早期の対応と支援に努めます。
 - 2 月1回のすくすくクリニックbにて発達相談、母子支援を行う一方で、「こんにちは赤ちゃん事業」による訪問やその他関係機関からの情報提供等のより特に支援が必要とみとめられた妊産婦や乳幼児等に対しては、保健師等が訪問し育児相談や発達相談等を実施します。
 - 3 障がいの発生予防、早期発見のため、ハイリスク母子保健訪問指導など妊産婦の健康教育、健康指導及び健康診査を行います。予防接種の適切な実施等に努めるとともに、正確な母子保健の知識が母子のみならず、広く市民全体に普及するよう努めます。
 - 4 乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会・広報等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策等の普及啓発に努めます。
 - 5 母子保健との連携・県こども総合療育センターとの連携を強化し、発達障がいへの理解の促進を図ります。
 - 6 幼稚園・保育所・医療・福祉、それぞれの立場で構成された療育支援地域ネットワーク会議を設置し、発達の遅れや障がいを持つ子どもやその親を対象にした母子通園事業の実施を継続し、遊びや交流の中で子どもの成長、発達を促します。
- (3) 障がいのある幼児、児童生徒に対する教育の充実
- 1 本市では、小学校3校・中学校1校に特別支援学級が6学級、また、小学校1校に通級指導教室を設置するとともに、特別支援学校等とも連携して、障がいの程度に応じた学習を実施しており、さらに充実させるように努めます。
 - 2 教育委員会では、特別支援教育に関する制度や体制づくり等の研修を通して、各学校における指導内容・方法の改善及び教材教具の工夫に努めるとともに、適切な就学を図るため、市障害児就学指導委員会の開催、教育相談事業・各種研修会を実施しており継続していきます。

- 3 障がいのある児童・生徒の的確な把握，特別支援教育の充実，就学指導体制の整備等を行い，学校教育における障がいのある児童・生徒の教育の充実を図ります。
- 4 市内の保育所・幼稚園や，子育て支援センター・特別支援学校・障がい児等療育支援事業所などの専門機関や福祉・保健・教育の行政機関が連携して『療育支援地域ネットワーク会議』を開催し，地域の第1 次的な支援機関として乳幼児期から就学までの一貫した支援体制の充実を図ります。
- 5 子どもの状況に応じた保育を実施する観点から，保護者との相互理解を図り専門機関からの助言等を得ながら，支援計画を個別に作成し，ライフステージごとに情報を共有化し，長期的な視点からフォロー体制を強化します。
- 6 本市では，学校内における連携を図り全ての教職員が障がいのある児童・生徒を正しく理解・認識するため，校内の指導体制を確立します。各学校に特別支援教育コーディネーターを置き，校長をはじめとする関係教職員でチームを組み，個別の支援計画や指導計画を作成し，必要に応じて就学指導等を実施して，「個に応じた教育」を行います。
- 7 障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒や地域社会と交流する学習機会を可能な限り拡充させます。また，相互理解と啓発を深めるとともに，両者が共に育つ地域に開かれ支えられた障がい児教育の充実に努めます。
- 8 障がいのある児童・生徒の学習や生活に適切な環境を整える観点から，情報機器等の学習を支援する機器・設備等の整備を推進するため，学校からの要望に対して予算を確保し，整備するよう努めます。

4 保健・医療

[施策の方向]

(5) 障がいの原因となる傷病の予防と対策

- 1 障がいの原因となる傷病予防のため，必要な知識の普及，母子保健等の保健対策の強化，当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じます。また，乳幼児健診時に子どもの成長段階に合わせた保護者の事故防止の意識啓発を行います。
- 2 障がいの原因となる難病等の予防及び治療が困難である場合には，障がいの原因となる難病等の調査及び研究に協力するとともに，難病等に係る障がい者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めます。
- 3 後遺症として肢体不自由，視覚障がい及び様々な内部障害をきたす脳血管疾患，糖尿病等の生活習慣病を予防するための健康教育・健康診査等各種の保健対策の充実を図ります。
- 4 特定健診の受診率の向上に努めるとともに，健診の結果報告会や健康づくり教室，糖尿病や高血圧予防の教室等機会を捉えて生活習慣病予防のための健康教育を実施し主体的な健康づくりを推進します。

- 5 生活習慣病（脳卒中）対策プロジェクト事業に取り組み、脳卒中の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るとともに、健康な地域づくりを推進します。
- 6 救急医療、急性期医療等の充実及び医療機関相互の連携を促進し、障がいの原因となる疾病等の治療を充実させ、障がいの発生の軽減に努めます。

第2次西之表市男女共同参画基本計画

重点目標（7）仕事と生活のバランス（ワーク・ライフ・バランス）を図るための環境づくりの推進
施策の方向

①ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていくためには、一人ひとりが多様な生活スタイルを主体的に選択できる取り組みが必要となってきます。そのために、性別による差別の撤廃など就業環境の見直しと、子育て支援や介護等に係る家族への支援を積極的に取り組む環境の整備を進めていきます。

No.	主な取り組み
1	ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発
3	両立支援に関する各種助成金の情報提供

②多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

No.	主な取り組み
1	子育て支援に関する情報提供のあり方を検討
2	多様な保育サービスの提供
3	講座・イベント等における一時預かりの実施
4	育児相談の実施
5	「地域子育て支援センター事業」の実施等
6	子育て支援ネットワークの形成
7	ファミリー・サポート・センター事業の実施
8	子育てサークル活動への支援
9	放課後児童クラブの実施
10	子育て医療費助成事業の実施
11	子育てに係る経済的負担軽減

12. 用語集

音順	用語	定義
え	M字カーブ	女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。
か	改正次世代育成支援対策推進法	次世代法（次世代育成支援対策推進法）、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部を改正する法律が、平成26年4月23日に公布された。この法律は （1）次世代育成支援対策の推進・強化を行うとともに、（2）母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実の措置を講ずることとするものである。
	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
	確認制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。（法第31条） 【参考】「認可」と「確認」の違いについて 認可基準については、人員配置基準や面積基準など、当該施設・事業に必要な設備及び運営の基準を内容とする。一方、確認を受けた施設の運営に関する基準については、施設型給付や地域型保育給付を受ける対象としての適格性を確保する観点から、会計処理が適正か、情報公開等が適切になされているか等の内容になる。 ～内閣府「平成24年9月18日自治体説明会における主な質疑について」より～
き	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）
	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
	教育・保育提供区域	市町村は地域の子どもの数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定める必要がある。「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を定めるものである。
こ	合計特殊出生率	15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数に相当する。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

こ	子ども・子育て会議	子ども子育て支援法第77条第1項で規定する本町が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機（地方自治法第138条の4第3項で定める町長の付属機関）
	子ども・子育て関連三法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
	子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）
	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
し	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）
	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）
	児童虐待防止対策	児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきた。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。厚生労働省では、児童虐待の防止に向け、 （1）児童虐待の発生予防、（2）早期発見・早期対応、（3）子どもの保護・支援、保護者支援の取組を進めている。
	小1の壁	共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題をいう。
	障害者自立支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）は、 <u>障害者及び障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律である。</u> 障害者総合支援法と略す。
	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）
た	人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。若年期の死亡率が低下すると人口が減りにくくなるので、この水準値は減少する。平成24年の日本の人口置換水準は2.07である。
	多子世帯	満18歳未満の児童(ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。)を3人以上扶養してい世帯をいう。

ち	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)
	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
	チャイルドライン	「チャイルドライン」は、18歳までの子どもがかけると子ども専用電話。2014年9月1日現在、全国41都道府県71の団体がチャイルドラインの活動を行っている
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
て	D V	家庭内暴力とは、家庭内で起こる家族に対する暴力的言動や行為の総称。近年、社会問題となっているのは、幼少児に親が暴力を振るう児童虐待、配偶者に対して暴力を振るうドメスティックバイオレンス(DV)、介護を要する高齢者の親に親族介護者が暴力を振るう高齢者虐待である。
と	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
ほ	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条) 【参 考】認定区分 ● 1号認定子ども: 満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ● 2号認定子ども: 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ● 3号認定子ども: 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
	放課後子どもプラン	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」を一体的あるいは連携して実施する、総合的な放課後対策事業。
	放課後児童クラブ	正式には、「放課後児童健全育成事業」と言い、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切なあそび及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものである。
み	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員である。給与の支給はなく(無報酬)、ボランティアとして活動している(任期は3年、再任可)。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。
よ	要保護・要支援児童	「要保護児童」とは、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(児童福祉法第6条の2第8項)、及び保護者のない児童(現に監督保護している者がいない児童)をいう。(児童福祉法第6条の2第8項) 「要支援児童」とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいう。(児童福祉法第6条の2第5項)

よ	幼保連携型 認定こども園	<p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）</p> <p>※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。</p>
	余裕教室	<p>文部科学省は、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義し、学校の中での利用にとどまらず、地域の社会教育施設、児童・社会福祉のためのスペースとして活用することを推奨している。</p>
り	療育	<p>障害をもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。</p>

参考資料：内閣府 子ども・子育て新制度施行準備室 各種審議資料

インターネット百科事典 Wikipedia 他